

東京都縮尺 1/2,500 地形図

構造化データ作成業務

特 記 仕 様 書

平成 29 年 2 月

東 京 都

第1章 総則

(業務の方法)

第1条 本業務は、東京都縮尺 1/2,500 地形図「デジタルマッピング」修正業務特記仕様書に基づき作成した数値地形図データファイルを使用して電子計算機を用いて行うものとする。

(適用する規程等)

第2条 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書に定めるほか、「東京都デジタルマッピング構造化データ作成要領」に基づき実施するものとする。

(対象区域)

第3条 対象となる区域は、図名表のとおりとする。

第2章 業務内容

(作業項目)

第4条 本業務の作業項目は、以下のとおりとする。

- (1) 計画・準備
- (2) 数値編集
- (3) 構造化
- (4) 構造化データファイル作成
- (5) 品質管理・都の検査

(計画・準備)

第5条 作業実施に先立ち、本特記仕様書及び関連規定等の内容を把握し、作業工程、作業方法、使用機器等を明記した作業実施計画書を作成し、都の同意を得るものとする。

(数値編集)

第6条 数値編集は都の検査済数値地形図データファイルを使用して構造化に必要な表現分類データ（道路、建物、行政界、水部、等高線、橋梁名、トンネル名）を抽出し、項目ごとに以下の要領で行うものとする。

1 道路

- (1) 道路の行き止まり部及び坑口等については、真幅道路陰線で入力し、閉合させるものとする。
- (2) 図郭線と真幅道路の交差部については、図郭線上でノードマッチングさせ

るものとする。

- (3) 交差点部の補助線の入力については、「東京都デジタルマッピング構造化データ作成要領」に基づいて行うものとする。
- (4) 隣接図郭データの接合処理については、図郭線上で一致させるものとする。
- (5) 編集終了後のデータの重複及び閉合等の論理点検は、プログラムにより行うものとする。

2 建物

- (1) 建物はその構成線が閉合するようにし、建物の一部が図郭線にかかる場合は、図郭線とノードマッチングさせ、図郭線とあわせて閉合図形となるように編集を行うものとする。
- (2) 図郭変更に伴い結合される建物については、接合部にノードが発生しないような処理を行うものとする。
- (3) ドーナツ状（中庭のある）建物については、建物の内周、外周を閉合させるものとする。
- (4) 一辺が重複する隣接する建物については、必ず面を構成する線を重複取得せず線上にノードマッチングさせるものとする。
- (5) 隣接図郭データの接合処理については、図郭線上で一致させるものとする。
- (6) 編集終了後のデータの重複及び閉合等の論理点検は、プログラムにより行うものとする。

3 行政界

- (1) 行政界は、各行政界の最小単位（町丁目、小字界）ごとに面を構成できるように線を結合し、区市町村単位にまとめるものとする。その後、区市町村単位のデータを集めて、東京都全体で1つのまとまった形式として格納する。
- (2) 海岸線部においては水涯線を使用し、水涯線とあわせて面を構成できるように編集を行うものとし、河口部については都と協議し、決定するものとする。
- (3) 隣接する区市町村データの接合処理については、境界線上で座標を一致させるものとする。
- (4) 行政界等の不明個所については、都と協議して決定するものとする。
- (5) 編集終了後のデータの重複及び閉合等の論理点検は、プログラムにより行うものとする。

4 水部

- (1) 水部は、真幅で取得された水涯線について閉合するようにし、水部の一部が図郭線にかかる場合は、図郭線とノードマッチングさせ、図郭線とあわせて閉合図形となるように編集を行うものとする。
- (2) 隣接図郭データの接合処理については、図郭線上で一致させるものとする。
- (3) 編集終了後のデータの重複及び閉合等の論理点検は、プログラムにより行うものとする。

5 等高線

- (1) 等高線は、構造物、道路、注記等で間断されており、これらの間を陰線処理により結線し、図郭間での接合をとる。
- (2) 隣接する他県の市町村の等高線とは、境界線上付近で接合をとるものとする。
- (3) 編集終了後のデータは、高さ属性付きラインとし、論理点検は、プログラムにより行うものとする。

6 橋梁名

- (1) 橋梁名は、2 段書きや 1 文字毎に分かれたデータになっている箇所については、1 つの橋梁名として認識できるよう統合したデータを作成するものとする。

7 トンネル名

- (1) トンネル名は、2 段書きや 1 文字毎に分かれたデータになっている箇所については、1 つのトンネル名として認識できるよう統合したデータを作成するものとする。

(構造化)

第 7 条 構造化は論理点検済の編集データを使用し、項目ごとに以下の要領で行うものとする。

1 道路

- (1) 道路の構造化は、図郭内の閉合図形をポリゴン認識させ、ポリゴンごとに代表点を追加入力するものとする。
- (2) 代表点の付加された各ポリゴンに対して、面属性として国道及び都道には管理番号を、その他の道路は 999999 を付加させるものとするが、国道及び都道の管理番号については、都と協議し、決定するものとする。
- (3) 面を構成する線については、線属性として表現分類項目と間断区分項目を付加させるものとする。
- (4) 構造化終了後のデータの重複、欠落等の論理点検は、プログラムにより行うものとする。

2 建物

- (1) 建物の構造化は、図郭内の閉合図形をポリゴン認識させポリゴンごとに代表点を追加入力するものとする。
- (2) 代表点の付加された各ポリゴンに対しては、面属性として、建物を「1」、建物以外を「0」として属性を付加させるものとする。
- (3) 面を構成する線については、線属性として表現分類項目を付加させるものとする。
- (4) 構造化終了後のデータの重複、欠落等の論理点検は、プログラムにより行うものとする。

3 行政界

- (1) 行政界の構造化は、図郭内の閉合図形をポリゴン認識させ、ポリゴンごとに代表点を追加入力するものとする。
- (2) 代表点の付加された各ポリゴンに対しては、面属性として都道府県コード、区市町村コード、町・大字・丁目・小字コードを属性として付加させるものとする。
- (3) 面を構成する線については、線属性として表現分類項目を付加させるものとする。
- (4) 構造化終了後のデータの重複、欠落等の論理点検は、プログラムにより行うものとする。

4 水部

- (1) 水部の構造化は、図郭内の閉合図形をポリゴン認識させ、ポリゴンごとに代表点を追加入力するものとする。
- (2) 代表点の付加された各ポリゴンに対しては、面属性として、水部を「1」、水部以外を「0」として属性を付加させるものとする。
- (3) 構造化終了後のデータの重複、欠落等の論理点検は、プログラムにより行うものとする。

5 等高線

- (1) 等高線の構造化は、図郭内のライン（連続した）を認識し、そのライン属性として標高値を格納するものとする。
- (2) 構造化されたライン属性には、実データ部分と陰線データ部分がわかる属性が付与されるものとする。
- (3) 構造化終了後のデータの重複、欠落等の論理点検は、プログラムにより行うものとする。

6 橋梁名

- (1) 橋梁名は、数値編集を行ったデータからポイントデータを作成するものとする。
- (2) 属性として GIS ソフトで検索できるよう橋梁名を格納するものとする。
- (3) 構造化終了後のデータの重複、欠落等の論理点検は、プログラムにより行うものとする。

7 トンネル名

- (1) トンネル名は、数値編集を行ったデータからポイントデータを作成するものとする。
- (2) 属性として GIS ソフトで検索できるようトンネル名を格納するものとする。
- (3) 構造化終了後のデータの重複、欠落等の論理点検は、プログラムにより行うものとする。

(構造化データファイル作成)

第 8 条 各図郭、項目（道路、建物、行政界、水部、等高線橋梁名、トンネル名）ごとに属性付加、接合処理されたデータをシェイプファイル形式で都と協議の上決定した記録媒体に記録し、あわせて構造化データファイル説明書を作成するものとする。

(品質管理・都の検査)

第 9 条 構造化データファイルの事業者等による検査終了後、都において、事業者から提出された構造化データファイル及び検査結果報告書について確認を行い、脱落、誤記、論理的エラー等が発見された場合は、速やかに訂正するものとする。

第 3 章 成果品

(成果品)

第 10 条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。
構造化データファイル及び同説明書